

株式会社NexTone
管理委託契約約款 新旧対照表

(新)	(旧)	備考
<p>表紙</p> <p><u>2022</u>年 <u>2</u>月 <u>25</u>日届出</p> <p>株式会社 NexTone</p>	<p>表紙</p> <p><u>2020</u>年 <u>2</u>月 <u>27</u>日届出</p> <p>株式会社 NexTone</p>	<p>変更</p>
<p>第2条(管理委託契約) 委託者はNexToneに対して、委託者が管理委託契約で指定した音楽著作物(委託者がNexToneに作品届を提出した著作物。以下「委託著作物」といいます。)の、次の各号に掲げるいずれかの利用許諾(委託者が管理委託契約で指定するところによります。)について、NexToneが自己の名において、委託者の計算で取次による管理業務(利用許諾契約に関する交渉および契約の締結、使用料の徴収および分配、その他これらに付随する業務)を行うこと並びに補償金の受領および分配を行うことを委任し、NexToneはこれを受任します。</p> <p>(1)オーディオに関する利用許諾 蓄音機用音盤、録音テープ、コンパクト・ディスク(CD)、その他の記録媒体など音を固定するもの(オルゴールを含みます。)に著作物を固定し、またはそれらの固定物を増製し、またはそれらの固定物により譲渡することの許諾をいいます。なお、本号の委任には、著作権法第104条の2に定める指定管理団体が分配する私的録音補償金の受領の委任を含むものとします。</p> <p>(2)ビデオグラムに関する利用許諾 ビデオテープ、ビデオディスク(DVD、Blu-ray DiscおよびHD DVDを含みます。)など音を専ら映像とともに再生することを目的とするものに著作物を固定し、またはそれらの固定物を増製し、またはそれらの固定物により譲渡ないし頒布することの許諾をいいます。</p> <p>(3)映画録音に関する利用許諾 映画館その他の場所において公に上映することを目的として、映画フィルム等の記録媒体に連続した映像とともに著作物を固定し、またはそれらの固定物を増製し、またはそれらの固定物により譲渡ないし頒布することの許諾をいいます。</p>	<p>第2条(管理委託契約) 委託者はNexToneに対して、委託者が管理委託契約で指定した音楽著作物(委託者がNexToneに作品届を提出した著作物。以下「委託著作物」といいます。)の、次の各号に掲げるいずれかの利用許諾(委託者が管理委託契約で指定するところによります。)について、NexToneが自己の名において、委託者の計算で取次による管理業務(利用許諾契約に関する交渉および契約の締結、使用料の徴収および分配、その他これらに付随する業務)を行うこと並びに補償金の受領および分配を行うことを委任し、NexToneはこれを受任します。</p> <p>(1)オーディオに関する利用許諾 蓄音機用音盤、録音テープ、コンパクト・ディスク(CD)、その他の記録媒体など音を固定するもの(オルゴールを含みます。)に著作物を固定し、またはそれらの固定物を増製し、またはそれらの固定物により譲渡することの許諾をいいます。なお、本号の委任には、著作権法第104条の2に定める指定管理団体が分配する私的録音補償金の受領の委任を含むものとします。</p> <p>(2)ビデオグラムに関する利用許諾 ビデオテープ、ビデオディスク(DVD、Blu-ray DiscおよびHD DVDを含みます。)など音を専ら映像とともに再生することを目的とするものに著作物を固定し、またはそれらの固定物を増製し、またはそれらの固定物により譲渡ないし頒布することの許諾をいいます。</p> <p>(3)映画録音に関する利用許諾 映画館その他の場所において公に上映することを目的として、映画フィルム等の記録媒体に連続した映像とともに著作物を固定し、またはそれらの固定物を増製し、またはそれらの固定物により譲渡ないし頒布することの許諾をいいます。</p>	

株式会社NexTone
管理委託契約約款 新旧対照表

<p>(4)ゲーム録音に関する利用許諾 ゲーム(パチンコ遊技機、パチスロ遊技機を含みますがこれらに限られません。)に供することを目的として、テレビゲーム機等の映像を伴う記録媒体などに著作物を固定し、またはそれらの固定物を増製し、またはそれらの固定物により譲渡ないし頒布することの許諾をいいます。</p> <p>(5)広告目的で行う複製に関する利用許諾 広告に利用することを目的として、著作物を固定し、またはそれらの固定物を増製し、またはそれらの固定物により譲渡ないし頒布することの許諾をいいます。</p> <p>(6)出版に関する利用許諾 印刷、写真、複写その他の方法により著作物を可視的に複製し、またはそれらの複製物により譲渡することの許諾をいいます。なお、本号の委任には、著作権法に定める教科用図書等への掲載等にかかる補償金の受領の委任を含むものとします。</p> <p>(7)貸与に関する利用許諾 商業用レコードを公衆に貸与することの許諾をいいます。</p> <p>(8)放送・有線放送に関する利用許諾 放送または有線放送、当該放送用または有線放送用の録音、その他放送または有線放送に伴って著作物を利用することの許諾をいいます。</p> <p>(9)インタラクティブ配信に関する利用許諾 著作物を、放送および有線放送以外の方法により公衆送信し、これを伝達し、または公衆送信に伴い複製し、その他公衆送信に伴って著作物を利用することの許諾をいいます。<u>なお、本号の委任には、著作権法に定める授業目的公衆送信補償金の受領の委任を含むものとします。</u></p> <p>(10)業務用通信カラオケに関する利用許諾 著作物をカラオケ施設等の事業所において歌唱させるため、カラオケ用データベースに固定し、当該事業所に設置された端末機械等に公衆送信することの許諾をいいます。</p>	<p>(4)ゲーム録音に関する利用許諾 ゲーム(パチンコ遊技機、パチスロ遊技機を含むがこれらに限られません。)に供することを目的として、テレビゲーム機等の映像を伴う記録媒体などに著作物を固定し、またはそれらの固定物を増製し、またはそれらの固定物により譲渡ないし頒布することの許諾をいいます。</p> <p>(5)広告目的で行う複製に関する利用許諾 広告に利用することを目的として、著作物を固定し、またはそれらの固定物を増製し、またはそれらの固定物により譲渡ないし頒布することの許諾をいいます。</p> <p>(6)出版に関する利用許諾 印刷、写真、複写その他の方法により著作物を可視的に複製し、またはそれらの複製物により譲渡することの許諾をいいます。なお、本号の委任には、著作権法に定める教科用図書等への掲載等にかかる補償金の受領の委任を含むものとします。</p> <p>(7)貸与に関する利用許諾 商業用レコードを公衆に貸与することの許諾をいいます。</p> <p>(8)放送・有線放送に関する利用許諾 放送または有線放送、当該放送用または有線放送用の録音、その他放送または有線放送に伴って著作物を利用することの許諾をいいます。</p> <p>(9)インタラクティブ配信に関する利用許諾 著作物を、放送および有線放送以外の方法により公衆送信し、これを伝達し、または公衆送信に伴い複製し、その他公衆送信に伴って著作物を利用することの許諾をいいます。</p> <p>(10)業務用通信カラオケに関する利用許諾 著作物をカラオケ施設等の事業所において歌唱させるため、カラオケ用データベースに固定し、当該事業所に設置された端末機械等に公衆送信することの許諾をいいます。</p>	<p>追加・削除</p> <p>追加 授業目的公衆送信補償金の受領を開始する為</p>
--	---	---

株式会社NexTone
管理委託契約約款 新旧対照表

<p>(11)演奏会・<u>演奏会以外の催物</u>における演奏に関する利用許諾 演奏会(コンサート、ライブ、音楽発表会等、音楽の提供を主たる目的とする催物)において演奏すること、<u>その他の態様で著作物を演奏すること(本条第12号および第13号に定める態様で演奏することを除きます。)</u>の許諾をいいます。</p> <p>(12)<u>上映・BGMIに関する利用許諾</u> 以下の利用行為に関する許諾をいいます。 ①<u>映画、ビデオグラム等により著作物を上映等すること(本条第13号に定めるものを除きます。)</u> ②<u>著作物を背景音楽(BGM)として利用するために、有線放送等の受信装置を用いて公に伝達し、または録音物により演奏すること(本条第8号に定めるものを除きます。)</u></p> <p>(13)<u>社交場・カラオケ施設における演奏等に関する利用許諾</u> 以下の利用行為に関する許諾をいいます。 ①<u>ライブハウス、キャバレー、ディスコ、バー、スナック、旅館その他設備を設け客に飲食またはダンスをさせる営業を行う施設(いわゆる「社交場」をいいます。)の事業のために著作物を演奏または伝達すること(本条第12号に定めるものを除きます。)</u> ②<u>カラオケ伴奏のためにカラオケ機器を用いて行われる著作物の演奏、上映または伝達およびカラオケ伴奏による歌唱をすること</u></p>	<p>(11)演奏会における演奏に関する利用許諾 演奏会(コンサート、ライブ、音楽発表会等、音楽の提供を主たる目的とする催物)において演奏することの許諾をいいます。</p> <p>(12)<u>カラオケ施設における演奏等に関する利用許諾</u> <u>カラオケボックス、カラオケルーム、カラオケ教室その他カラオケ設備を設け、客に歌唱をさせる営業を行う施設において、著作物を演奏、上映または伝達することの許諾をいいます。</u></p> <p>(13)<u>その他の演奏等に関する利用許諾</u> <u>本条第11号および第12号に定める態様以外の態様により著作物を演奏等することの許諾をいいます。</u></p>	<p>追加 追加 演奏権管理参入に伴い管理委託範囲の変更を行う 追加・削除 演奏権管理参入に伴い管理委託範囲の変更を行う</p> <p>追加・削除 演奏権管理参入に伴い管理委託範囲の変更を行う</p>
<p>第3条(外国地域における管理) 1.<u>委託者は、管理委託契約で指定することにより、NexToneが定める範囲において、外国地域(NexToneが外国著作権管理団体等との間で管理契約を締結した国または地域を単位とします。)における著作権を、管理委託の対象とすることができます。</u></p> <p>2.NexToneが、外国地域において第2条に定める管理業務を行うときは、これを外国著作権管理団体等に再委託することができるものとします。この場合においては、利用の許諾の方法、その対価の額の決定、その他の業務執行方法は、当該外国地域の法令および当該外国著作権管理団体等の規程に従うものとします。</p>	<p>第3条(外国地域における管理) 1.<u>委託者は、委託者が管理委託契約で指定した支分権について、NexToneが定める範囲において、外国地域(NexToneが外国著作権管理団体等との間で管理契約を締結した国または地域を単位とします。)における著作権のみを、管理委託の範囲から除外することができるものとします。</u></p> <p>2.NexToneが、外国地域において第2条に定める管理業務を行うときは、これを外国著作権管理団体等に再委託することができるものとします。この場合においては、利用の許諾の方法、その対価の額の決定、その他の業務執行方法は、当該外国地域の法令および当該外国著作権管理団体等の規程に従うものとします。</p>	<p>追加・削除 実運用としては、委託者が選択した範囲を管理委託の対象としているため変更</p>

株式会社NexTone
管理委託契約約款 新旧対照表

<p>第 9 条(利用許諾契約の締結等) 1.NexToneは、別途定める「使用料規程」に基づき、利用者と著作物利用許諾契約を締結し、使用料を徴収します。 2.前項の規定にかかわらず、NexToneは、著作物利用許諾契約の締結の促進または管理の効率化を図るため、必要に応じ合理的な範囲で、「使用料規程」に定める使用料の額の一部ないし全部を免除ないし減額することができるものとします。</p> <p>以下省略</p>	<p>第 9 条(利用許諾契約の締結等) 1.NexToneは、別途定める「使用料規程」に基づき、利用者と著作物利用許諾契約を締結し、使用料を徴収します。 2.前項の規定にかかわらず、NexToneは、著作権利用許諾契約の締結の促進または管理の効率化を図るため、必要に応じ合理的な範囲で、「使用料規程」に定める使用料の額の一部ないし全部を免除ないし減額することができるものとします。</p> <p>以下省略</p>	<p>追加・削除</p>
<p>第 10 条(使用料等の分配) 1.NexToneは、委託者または委託者の指定した者に対して、第8条に定める管理手数料を控除したうえで、使用料等を分配することができるものとします。 2.NexToneは、委託著作物の管理等によって得た使用料等を、四半期毎(3月、6月、9月、12月)に、委託者に分配します。ただし、別途定める「著作物使用料分配規程」「私的録音補償金分配規程」「授業目的公衆送信補償金分配規程」その他の規程に異なる分配期が規定されている場合は、その定めによるものとします。 3.NexToneは、前項に定める分配に際して、使用料等の明細を記載した計算書を作成し、NexToneが定める方法により委託者に通知します。 4.使用料等の分配に関する事項は、本約款に定めるほか、「著作物使用料分配規程」等に定めるものとします。 5.本条に定める使用料等の分配請求権は、委託者が権利を行使しうるときから5年を経過することにより消滅します。</p>	<p>第 10 条(使用料等の分配) 1.NexToneは、委託者または委託者の指定した者に対して、第8条に定める管理手数料を控除したうえで、使用料等を分配することができるものとします。 2.NexToneは、委託著作物の管理等によって得た使用料等を、四半期毎(3月、6月、9月、12月)に、委託者に分配します。ただし、別途定める「著作物使用料分配規程」「私的録音補償金分配規程」その他の規程に異なる分配期が規定されている場合は、その定めによるものとします。 3.NexToneは、前項に定める分配に際して、使用料等の明細を記載した計算書を作成し、NexToneが定める方法により委託者に通知します。 4.使用料等の分配に関する事項は、本約款に定めるほか、「著作物使用料分配規程」等に定めるものとします。 5.本条に定める使用料等の分配請求権は、委託者が権利を行使しうるときから5年を経過することにより消滅します。</p>	<p>追加</p>
<p>附則 本約款は、2022年4月1日より改訂します。</p> <p>以上</p>	<p>附則 本約款は、2020年4月1日より改訂します。</p> <p>以上</p>	<p>変更</p>